

小学校教育の充実に関する

文教施策並びに予算についての要望書

令和八年七月八日

全国連合小学校長会

社会が激しく変化する時代にあっても、全国の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有益な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「持続可能な社会の創り手の育成」に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組む必要があります。

我が国では、産業構造の変化、少子高齢化・人口減少などがこれまで以上に急激に進行し、変化が激しく、不確実性の高い社会となっています。また、学校教育においては、子どもたち一人一人の可能性を最大限に引き出す学びの保障と、子どもを中心に据え、学校全体のウェルビーイングの向上を目指し、誰もが安心して学び、働くことのできる教育環境整備を推進することが求められています。

校長は、このような社会の変化を深く認識し、自らの使命を自覚するとともに、リーダーシップを発揮し、「自ら未来を拓きともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を高く掲げ、学校経営の更なる充実に努めています。こうした状況を踏まえ、全国連合小学校長会は、小学校教育のより一層の充実・発展に向け、校長が「自らの使命を自覚し、志高く挑戦し続け、子どもたちと学校の未来を描く確かなビジョンと実行力をもって学校づくりを進め、国民の信託に応える校長会」として全力を尽くすことを、令和八年度第七十八回総会において確認いたしました。

子どもたちの将来と我が国の発展のために、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、左記の十項目を要望いたします。

令和八年七月八日

全国連合小学校長会長

松 原 修

記

一、我が国の義務教育の質を高めるために、教育に係る費用の増額措置を講じられたい。

(一) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である約五パーセントまで引き上げられたい。

(二) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率二分の一の復元を図られたい。

(三) 優秀な人材を確保できるよう人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じられたい。

(四) 更なる給特法の改正により、将来の有益な人材の育成を担う教員の職責と、勤務の実態に見合った、十パーセント以上への教職調整額の引き上げを図られたい。

(五) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県並びに市町村が他の一般財源へ流用することのないよう、国の指導強化を図られたい。

二、学校教育への信頼を一層高めるために、教員の確保及び資質・能力向上を図る施策を講じられたい。

(一) 教員を志す優秀な人材を確保するため、教職等に関する得意分野をもつ人材の登用等の人的条件整備や処遇の改善を図られたい。

(二) 教員になることにより、学部段階の奨学金についても返済免除や優遇措置が受けられるなど、奨学金制度の在り方を見直しを図られたい。

(三) 高等学校に教職コースを設け、そのコースを選択した生徒は教員養成系の大学へ推薦入学ができるなど、優秀な人材を確保する策を講じられたい。

(四) 大学の教員養成課程と学校現場での育成を連携させたプログラムを充実させるなどして、実践力を備えた若手教員の育成を図りたい。

(五) 学習指導要領の基本理念である「生きる力」を育み、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善等の実現に向け、教員のキャリア形成に応じた研修制度の充実を図りたい。

三、子どもと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を行うために、教職員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。

(一) 活力ある学校づくり推進のため、公立義務教育諸学校の教員基礎定数について、「教員一人当たりの持ち授業時数」の上限設定の考え方を導入するなどにより改善するとともに、様々な教育課題解決のための教員定数を拡充し、教員の長時間勤務のより一層の改善を図られたい。

(二) 副校長・教頭、養護教諭の複数配置の更なる拡充と養護教諭、学校事務職員、栄養教諭・学校栄養職員の全校配置・充実を図られたい。

(三) 子どもたちの多様性を包摂するために、複式学級、特別支援学級の学級編成基準の引き下げ及び通級指導教室における教員の基礎定数の引き上げを図られたい。

(四) 特別支援教育充実のため、通常の学級における学習指導員等の人的配置の充実や、自校通級指導教室の配置拡充を図られたい。

(五) 日本語指導が必要な児童への支援を充実させるため、正規教員の加配や講師等の人的措置・配置環境の整備を進められたい。

(六) 教科担任制を推進するため、国語・算数・理科・音楽・体育・外国語等の専科教員の配置を進められたい。

(七) 司書教諭、特別支援教育コーディネーター、ALT等について正規教員の加配や講師等の人的措置・配置環境の整備を進められたい。

(八) 産休・育休等の取得者の業務を国庫負担により正規の教職員が定数外で代替できるようにするとともに、年度途中での代替未配置が生じないよう体制の整備と人員確保を図られたい。

(九) 教員が働きやすさ、働きがいを感じられるよう「新たな学校と教師の業務の三分類」が実現するための、一層の体制整備と世論形成を図られたい。

四、次期学習指導要領の改訂の趣旨を生かした全面実施に向けた円滑な体制整備を講じられたい。

(一) 新しい時代に必要となる資質・能力を見極め、指導内容の精選に努める等、子どもたちにとってカリキュラム・オーバードとまらない対策を講じられたい。

(二) 柔軟な教育課程の実現に向けては移行期間を設け、円滑な実施ができるよう国が主導し、必要な体制整備を図られたい。

(三) 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向け、GIGAスクール構想における各学校のICT環境の充実をさらに加速させるとともに、地域や学校によって格差が生じないよう整備を図られたい。

(四) ICT機器等を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことができるよう、専門職員配置を含めた人的配置による支援の一層の充実を図られたい。

(五) ICT機器等の配備には自治体間格差が生じているため、今後もタブレット端末の更新には、端末の無償貸与を国の特定財源として交付するとともに、全国学力・学習状況調査のCBT化にも十分に対応できるネットワーク環境の改善・充実に努められたい。

(六) 「公立学校における働き方改革」を積極的に推し進めるため、教育DXの更なる推進を図られたい。

五、震災復興等に関わる人的配置の充実及び施設・設備・教材等の迅速な整備及び防災・減災教育の充実を図るための施策を講じられたい。

- (一) 復興の進捗状況や地域の多様な課題に応じ、的確で継続的な支援の確保を図られたい。
- (二) 教職員の加配継続とともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置など子どもたちやその家庭に対するサポート体制のより一層の充実を図られたい。
- (三) 被災地域での就学援助等の急増に対する支援の確保を図られたい。
- (四) 次世代の防災・減災教育に生かすため、風評被害及び風化防止対策等を講じるとともに、防災・減災教育を充実させるための施策を講じられたい。

六、豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。

- (一) いじめ問題や不登校等、子どもが抱えている諸課題の解消に向け、教育支援センター等の整備促進、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全校配置を進めるとともに、不登校傾向の子どもの居場所となるよう、校内サポートルーム等の整備及び人員の配置を進められたい。
- (二) 高度情報化社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
- (三) 多様性を尊重し、人権教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
- (四) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、社会教育主事の活用等条件整備を図られたい。
- (五) 子どもたちの体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図られたい。

七、学校の教育活動が円滑に行われるようにするため、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。

- (一) 安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。
- (二) 教室増となる学校の新築・増築等に係る国による補助率を引き上げられたい。
- (三) 非構造部材も含めた学校施設の耐震改修の早期完全実施を図られたい。
- (四) 学習指導要領の確実な実施のために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。
- (五) 紙の教科書及びデジタルな形態を含む教科書の使用に対し、子どもの発達段階に応じた適切な対応を図るとともに、義務教育の根幹である教科書無償給与制度を堅持されたい。
- (六) 特別支援教育充実のための「合理的配慮」を支える基礎的環境整備を推進されたい。
- (七) 各教科等での言語活動や読書活動を一層推進するために、学校図書館の整備を進め、図書費の予算措置の充実、学校司書の配置促進を図られたい。

八、学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向けた施策を講じられたい。

- (一) 放課後児童対策パッケージの一層の充実を図られたい。
- (二) 社会に開かれた教育課程や「新たな学校と教師の三分類」を実現するためにも、家庭や地域の教育力を活用する事業の充実を図られたい。
- (三) 朝の子どもの居場所づくりについては、自治体間格差が生じないよう、国の財源として交付するとともに、教職員の新たな負担とならないよう体制整備を図られたい。

九、教育の機会均等を保障するために、へき地・複式校、小規模校の教育をさらに充実させる施策を講じらいたい。

- (一) へき地教育の充実・向上のために、副校長・教頭、養護教諭、学校事務職員の全校配置等、人的条件及び物的条件の改善を図らきたい。
- (二) 五学級以下の小学校の教員配置率の改善を図らきたい。
- (三) 小学校第一学年及び第二学年の複式学級解消や社会・理科・外国語における複式指導解消など、複式指導における子どもの学習環境の向上と教員の負担軽減を図らきたい。

十、全国の教員が安心して教育に専念できるようにするため、安全対策や相談体制を確立するとともに、年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じらいたい。

- (一) 不審者等の侵入を防ぐため、施錠や常勤の警備員を配置する等の安全対策を図らきたい。
- (二) 不当な要求をする保護者や、カスタマーハラスメント等への対応において法的な面で相談できるスクーロイヤーについて、自治体間格差が生じないよう配置促進を図らきたい。
- (三) 教職員のメンタルヘルスの保持に関わる更なる条件整備を図らきたい。
- (四) 年金払い退職給付の維持及び報酬比例部分の増率を図らきたい。
- (五) 管理職の職責に見合った処遇改善を図るとともに、役職定年後も引き続き管理職として勤務する期間については、その高い専門性に見合う処遇改善を図らきたい。
- (六) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図らきたい。
- (七) 教職員が将来への希望をもち、安心して働くための処遇の改善を図らきたい。